

# 平成29年2月1日から 松本クリーンセンター及び塩尻クリーンセンターに 「ごみ」を持ち込まれる際は、受付時に**身分証明書 の提示**が必要となります。

平成29年2月1日から、松本クリーンセンター及び塩尻クリーンセンターに「ごみ」を持ち込まれる際は、**持ち込まれた方と持ち込み受付表に記載されている持込者が同一人であることを確認するため、受付時に身分証明書（運転免許証など）の提示**が必要となります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※ その他の受付手続きについては変更ありません。

○身分証明書（氏名、住所が記載されたものに限る。）

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、学生証、社員証又は、名刺（事業者のみ）など【車検証は身分証明書になりません。】

## ごみの持ち込みについて

当該市村内の家庭から出る「ごみ」や事業所から出る産業廃棄物以外の「ごみ」を各クリーンセンターに持ち込む場合は、**原則として「排出者本人」しか持ち込むことができません。**

排出者本人が各クリーンセンターに持ち込むことができない場合は、当該市村が許可する一般廃棄物収集運搬業者に依頼するようお願いします。当該市村の許可を受けていない個人や業者に「ごみ」の処分を依頼した場合は受け入れできません。

松本クリーンセンター	塩尻クリーンセンター
場所 松本市大字島内7576-1 ☎ 0263-47-2079 受付 月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00 (日、祝日は休み)	場所 塩尻市大字柿沢303 ☎ 0263-56-2221 受付 月～金 8:30～16:30 (但し、11:45～13:00は除く) 土 8:30～12:00 日、祝日は休み (ただし、祝日及び振替休日の月曜日は受入れ可)
注意事項 <b>松本市又は山形村から発生した「ごみ」のみが 持ち込み可能です。</b>	注意事項 <b>塩尻市又は朝日村から発生した「ごみ」のみが 持ち込み可能です。</b>

【お問合せ先】 松塩地区広域施設組合 施設1課 ☎ 0263-47-2079  
松本市環境部 環境業務課 ☎ 0263-47-1096  
塩尻市市民生活事業部 生活環境課 ☎ 0263-52-0679  
東筑摩郡山形村 住民課 ☎ 0263-98-3112  
東筑摩郡朝日村 生活環境課 ☎ 0263-59-2812